

作成日：2006年10月1日

ベトナム社会主義共和国

特許庁所在地等

National Office of Industrial Property of Vietnam (NOIP)

384-386 Nguyen Trai Street,

Thanh Xuan,

Hanoi,

Vietnam

TEL: (84-4) 858 3069

FAX: (84-4) 858 4002

E-mail: info@noipvietnam.com

ベトナム社会主義共和国 (VN)

The Socialist Republic of Viet-Nam

ベトナムの概要

ベトナムはインドシナ半島の東部を占め、ラオスやカンボジア及び中国と国境を接しています。ベトナムの総面積は約 33 万km²で、総人口は約 8,200 万人です。1954 年以来北ベトナムと南ベトナムに二分されていましたが、1976 年に南北統一されました。

首都はハノイ (Hanoi) で、公用語はベトナム語が使用されており、通貨の単位はドン (Dong) が使用されています。

主な産業は農業・水産業や鉱業で、主な貿易の相手国は米国・日本・中国や台湾です。

現行特許法

ベトナムは、統一されてから 6 年後の 1981 年に工業所有権の保護を創設しました (革新及び発明に関する政令) 「Regulations on Innovations and Inventions by Decree No. 31-CP」。

工業所有権法の分野に新たな時代を築いたのは 1989 年の工業所有権の保護に関する法令 (Ordinance on Protection of Industrial Property Rights) と言われています。

1995 年に民法 (Civil Code) が国民議会を通過し、その中に工業所有権に関する規定が含まれ、従来の法律や規則を改め工業所有権法に改正されました。

この民法は、1996 年 7 月 1 日に施行されベトナムの統一後、ベトナムの最高の立法部による工業所有権を定める最初の法的なものであるとのことです。

その後知的財産権に関する規則が民法から独立し、知的財産法 (Law on Intellectual Property) として 2006 年 7 月 1 日から発効される運びとなりました。

加盟している主な国際条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 世界知的所有権機関を設立する条約 (WIPO 条約)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (マドリッド協定) 等です。

出願に必要な書類

- (1) 手続言語：ベトナム語です。

(2) 明細書・クレーム・必要な図面・要約：

出願の際には明細書等をベトナム語で提出する必要があります。

(3) 委任状(Power of Attorney)：

認証不要。出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

コピーでもって提出することが可能です。この場合はそのオリジナルの委任状を、出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(4) 譲渡証(Assignment)：

特許庁から提出要求があった場合にのみ提出する必要があります。

(5) 優先権証明書(Priority Document)：

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(6) 優先権証明書の翻訳文(Translation of Priority Document)：

出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の英訳文(Sworn English Translation)を提出する必要があります。

出願から特許まで

特許を受けるためには、発明が不特許事由に該当せず、且つ新規(New)で、進歩性(Inventive Progress)を有し、産業上利用性(Industrial Applicability)を有していなければなりません。

(1) 不特許事由に関して：

次のものは、発明として特許を受けることができません。

- ① 科学的な発見や理論。算術的方法。
- ② 精神的活動を遂行するための主題、計画及び方法。遊戯方法。コンピュータプログラム。
- ③ 情報の呈示。
- ④ 動植物の品種。
- ⑤ 人体及び動物の病気の予防、診断及び治療方法。

(2) 新規性に関して：

発明は、出願日(又は優先日)前に国内又は外国において公然として知られておらず、実施されておらず又は刊行物に記載されていない場合には、新規なものともみなされます。

この度の改正法により、発明を守秘義務のある者にのみ知られた場合においても、発明は新規性を喪失しない旨の内容が新たに規定されました。

新規性喪失の例外の適用：

発明が新規性を喪失した場合においても、以下の場合には公知となった日

から6ヶ月以内に出願された場合には、喪失しなかったものとみなされま
す。

- ① 発明が、特許受ける権利を有する者の意に反して公知になった場合。
- ② 発明が、特許を受ける権利を有する者の研究集会において発表すること
により公知となった場合。

この規定は、この度の改正法により新たに規定されました。

- ③ 発明が、特許を受ける権利を有する者により国内博覧会又は公に認めら
れた国際博覧会において出品された場合。

この規定も、この度の改正法により新たに規定されました。

(3) 進歩性に関して：

発明が、出願日(又は優先日)前の国内又は外国において既に公表されて
いる発明に基づいて、所謂当業者が容易に発明をすることができなかつ
た場合には、その発明は進歩性(Inventive Progress)を有します。

(4) 産業上利用性に関して：

発明が、同一物を大量生産することができ、又は反復継続的に同一の結
果を達成することができる場合には、その発明は産業上利用可能性を有
します。

(5) 審査手続き：

- ① 願書・明細書等が提出され、出願費用が支払われている場合、出願は
方式審査の対象とされます。

- ② 出願は、出願日(又は優先日)から19ヶ月に公開されます。

- ③ 出願が公開された後、第三者は情報提供をすることができます。

- ④ 審査請求制度が採用されていますので、出願人は出願日又は優先日か
ら42ヶ月以内に、審査請求をしなければなりません。

この期間内に審査請求がされなかった場合、出願はその期間経過の日
に取下げられたものとみなされます。

- ⑤ 審査官が出願を審査した結果、特許要件を満たしていないと判断した
場合には、応答期限を指定して拒絶理由を通知します。この拒絶理由
通知に対して、出願人は意見書や明細書等の補正書を提出することが
できます。

- ⑥ 一方、審査の結果特許要件を満たしていると判断した場合には、特許
を付与すべき旨の決定をします。

- ⑦ この決定に対して必要な料金が納付された場合、特許が登録原簿に登
録されます。その後、特許権者に特許証が発行されます。

(6) 不服申し立て：

特許庁の決定に対し、出願人はその決定の日から3ヶ月以内に不服申し

立てをすることができます。

(7) 無効審判：

第三者は、特許庁に特許の無効を請求することができます。

無効理由：特許要件に反して特許となった場合。

冒認出願の場合等。

(8) 特許明細書等の訂正：

特許権者は、明細書等の内容の訂正を特許庁に請求することができます。

訂正の内容：誤記の訂正。

特許請求の範囲の減縮。

この度の改正法により、この特許請求の範囲の減縮ができる旨、新たに規定されました。

(9) PCT 出願国内段階移行手続きに関して：

① 時期：

優先日から 31 ヶ月以内に国際出願時の明細書等の翻訳文を提出する必要があります。

② その他の必要書類：

上記国際出願の翻訳文以外に、国際調査報告・国際予備審査報告・その他国際段階における国際事務局からの通知を、提出する必要があります。

③ 委任状は、優先日から 34 ヶ月以内に提出することができます。

特許権の存続期間

(1) 出願日(PCT 出願経由ベトナム出願の場合は、国際出願日)から 20 年間で

す。

(2) 年金：出願中は納付する必要はありません。

登録後 1 年目から納付する必要があります。

特許費用の一覧表 (2006 年 1 月以降 単位：米国ドル) 代理人費用は含まれません

出願料金：

・最初の独立クレームにつき 10

・追加独立クレームにつき 10

審査請求料金 30

登録料 20

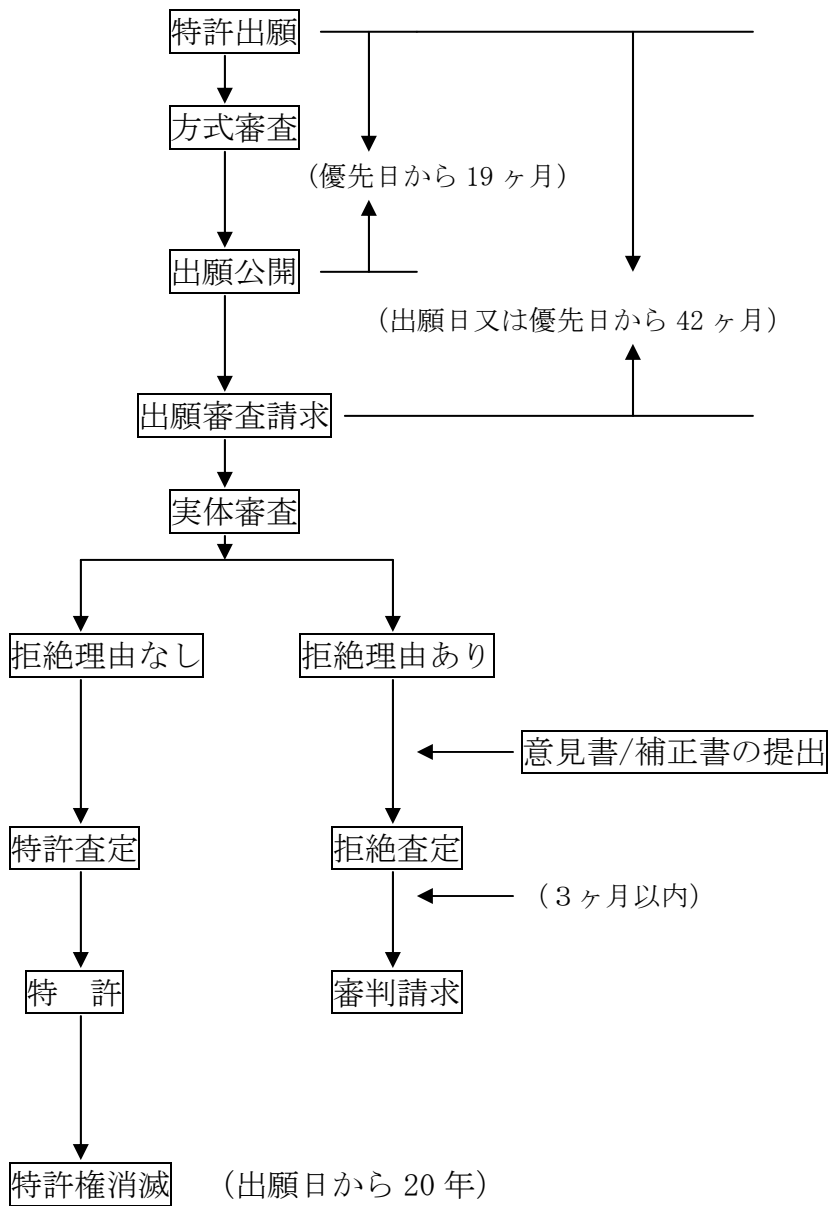
年金：(各年に付き)

・ 1 年度及び 2 年度 17

・ 3 年度及び 4 年度 27

・ 5年度及び6年度	45
・ 7年度及び8年度	66
・ 9年度及び10年度	100
・ 11年度から13年度	140
・ 14年度から16年度	180
・ 17年度から20年度	230

特許出願から特許権消滅まで



《出願に関し留意すべき事項》

1. 出願書類を現地代理人に送付した場合には、必ず書類の受取通知及び出願をした場合には、出願をいつ完了したかの通知を貰うようにすべきです。書類を送付したにも拘わらず、何らかのトラブルにより現地代理人に届いていなかった場合や、出願期限日（優先日）までに何らかの事情により出願できなかった等の理由が考えられるからです。
2. 手続言語は、ベトナム語です。
従いまして、特許庁から拒絶理由通知を受けた場合には、必ずその英訳文の送付をも依頼すべきでしょう。
特に応答期限に関しましては、特許庁からの通知と現地代理人からの書状に記載されている期限に相違がないか否かを、十分確認する必要があります。
それらの日付に不一致が生じる場合があります、期限を徒過してしまうと出願自体が取り返しのつかない結果に繋がる可能性があるからです。
3. 補正書を特許庁に提出した場合には、必ずその英訳文の送付も現地代理人に依頼すべきです。
特許後のクレームの範囲に重大な影響を及ぼすからです。
4. 特許になった場合には、最終的に確定したクレームの英訳文を必ず送付してもらいようにすべきです。
ベトナム語の理解は殆ど不可能かと思われます。
侵害事件等が生じた場合、又は特許後のクレーム等の訂正や減縮をする場合にその判断資料となる書類は英語による翻訳文だからです。
5. 審査請求期限や年金納付期限の管理も、単に現地代理人に一任するのではなく、出願人自身も積極的に管理すべきです。
現地代理人が、期限を忘れる場合もありうるからです。

実用新案(Utility Solution)

実用新案に関する独立した法律ではなく、特許等と共に知的財産法(Law on Industrial Property)の中で規定されています。

保護対象は特許と同様ですので、出願人は特許又は実用新案として発明の保護を求めることができます。

従いまして、特許出願の規定が実用新案出願にも適用されております。

相違点は、

1. 登録要件として：

- ① 特許の場合は、新規性・進歩性及び産業上利用性の要件が要求されます。
- ② 実用新案の場合は、新規性及び産業上利用性の要件のみ要求され、進歩性の要件は要求されません。

2. 審査請求期限に関して：

- ① 特許の場合は、出願日(又は優先日)から42ヶ月以内です。
- ② 実用新案の場合は、出願日(又は優先日)から36ヶ月以内です。

3. 存続期間に関して：

- ① 特許の場合は、出願日から20年です。
- ② 実用新案の場合は、出願日から10年です。

4. 料金：

特許の場合と同様です。

意匠(Industrial Design)

現行法

2006年7月1日施行の改正法(Law on Industrial Property)が適用されております。

「意匠」とは、三次元の形状・色彩・線若しくはこれらの結合による物品の形態で、工業的製品等として用いることができるものを言います。

加盟している主な国際条約

ベトナムが加盟している意匠に関する国際条約は、

- (1) パリ条約
- (2) 世界貿易機構(WTO 協定)
等です。

出願に必要な書類

(1) 手続言語： ベトナム語です。

(2) 書類：

- ① 願書：現地代理人が作成します。
この願書には、出願人の名称、創作者の氏名及び優先権主張等の内容を記載します。
- ② 意匠の説明書(Specification)
- ③ 意匠を示す図面又は写真
- ④ 委任状(Power of Attorney)
- ⑤ 優先権証明書(Priority Document)

出願から登録まで

上記必要な書類が提出されると、その意匠が不登録事由に該当するか否か、登録要件を満たしているか否かについて審査が行われます。

①不登録事由：

- ・ 物品の機能にのみ基づく物品の外観。
- ・ 工業建造物等の外観。
- ・ 視覚的に捉えることができない物品の形状。

②登録要件：

新規性。工業上利用性及びこの度の改正法により創作性(Creative Nature)が新たに追加されました。

新規性に関して：

出願日(又は優先日)前に出願に係る意匠が国内又は外国において、実施、刊行物又はその他の方法により、公知になっていないこと。

公知になった場合でも、その公知が守秘義務ある者にのみ知られた場合には、新規性は失われません。

新規性喪失の例外：

次の事由により公知となった意匠については、公知となった日から6ヶ月以内に出願をした場合には、公知となった意匠とはみなされません。

- ・ 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反する公知。
- ・ 意匠登録を受ける権利を有する者が研究集会において発表した場合。
- ・ ベトナム国内において又は国際的博覧会に出品することにより公知となった場合。

③ 創作性に関して：

この要件がこの度の改正法により、新たに追加されました。

「創作性」とは、

新規性を喪失した意匠に基づいて、所謂当業者が容易に創作することができなかつた場合には、その意匠は創作性を有します。

④ 工業上利用性に関して：

工業的生産方法において、物品の外観に係わる製品が大量生産することができる場合には、工業上利用可能性を有します。

⑤ 方式審査の後に実体的な審査が行われます。

実体的審査の結果、出願に係る意匠が登録要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知は発せられます。

出願人はこの拒絶理由通知に対し、意見書や補正書の提出をすることができます。

一方、登録要件を満たしていると判断された場合は、登録査定が発せられます。

⑥ 登録査定の後、所定の期間内に必要な料金を納付することにより、登録証が発行されます。

⑦ 拒絶理由通知に対して出願人の提出した補正書等によっても、依然として登録要件を満たさなかつた場合には、拒絶査定がなされます。

⑧ この拒絶査定に対して、不服を有する者は、その査定に対して審判請求をすることができます。

存続期間

- (1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年間です。
- (2) 但し、5年間に付き2回延長することができます。

意匠出願費用の一覧表 (2006年1月以降 単位：米国ドル)

代理人費用は含まれません。

出願費用	40
登録料	20
存続期間の延長料金	40

商標制度 (Trade Mark)

現行法

1996年7月1日施行の民法第2章が知的所有権について規定されており、1996年10月24日施行の政令第63/CPが施行規則を定め、1997年1月15日施行の科学技術産業省のCircular No. 3055/TT-SHCNが出願手続きについて詳細な基準が定められておりました。

この度の改正法により、2006年7月1日施行の知的所有権(Law on Industrial Property)が適用されることになりました。

「商標」とは、文字、語、図形、色彩、これらの組合せであって視覚で捉えることができ、自己の商品や役務を他の者の商品や役務と識別することができるもの、と定義されております。

加盟している主な国際条約

ベトナムが加盟している主な国際条約は、

- (1) パリ条約
- (2) 標章の国際登録に関するマドリッド協定等です。

商標保護の種類

- (1) 通常の商標
- (2) 団体商標 (Collective Marks)
- (3) 連合商標 (Associated Marks)
- (4) 証明標章 (Certification Marks)

出願に必要な書類

- (1) 願書：出願人の氏名や住所等を記載します。
- (2) 商標を使用する商品又はサービス及びその区分。
- (3) 商標見本。
- (4) 委任状：従来は、公証認証が必要でしたが、この度の改正法により不要となりました
- (5) 優先権証明書：優先権を主張する場合に必要で、出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります

商品分類

国際分類を採用しております。1の願書でもって複数の分類についての商品及

びサービスを指定することができます。

出願から登録まで

必要な書類が特許庁に提出されると、出願に係る商標が登録要件に該当するか否かについて審査されます。

(1) 不登録事由：

主な不登録事由は次の通りです。

- ① 商品又はサービスの品質、数量、生産の方法等を表示する商標。
- ② 国、又は外国の機関の名称、国旗等からなる商標。
- ③ 他人の登録商標を同一又は類似する商標であって、同一又は類似の商品又はサービスについて使用される商標。
- ④ 公序良俗に反する商標。

(2) 出願書類が提出されると、特許庁は先ず方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

(3) 実体審査の結果、拒絶理由があると判断された場合には、拒絶理由通知が出願人に送付され指定期間内に意見書又は補正書を提出機会が与えられます。補正書等を提出しても依然として拒絶理由を解消できない場合には、拒絶査定がなされます。

(4) 一方、出願が登録要件を満たしていると判断された場合は、必要な料金を納付することにより、登録査定が行われ商標は登録されます。その後、登録証が商標権者に送付されます。

(5) 不服申し立て：

拒絶の決定に対して不服を有する場合は、出願人はその決定の日から3ヶ月以内に特許庁に不服を申し立てることができます。

(6) なお、商標登録に対して異議申立ては規定されておられません。

但し、無効審判を請求することができます。

(7) 不使用取消審判：

- ① 登録商標が指定商品又は役務について5年以上使用されていないときは、第三者は登録の取消を請求することができます。
- ② 上記取消の要件がこの度の改正法により、次のように改正されました。取消審判請求前少なくとも3ヶ月以内に商標が使用された場合を除き、商標権者又は許諾を受けた者が審判請求前継続して5年間、正当な理由もなく、商標を使用していなかった場合に、請求することができる。

(8) 存続期間と更新：

- ① 続期間は、出願日から10年をもって満了します。
- ② 存続期間は10年間ずつ更新することができます。

③ 存続期間の更新登録出願は、存続期間満了前6ヶ月以内にしなければなりません。

(9) その他：

従来は、商標の保護形態として地理的表示 (Geographical Indication) 及び原産地名称 (Appellation of Origin) も規定されておりましたが、この度の改正法により原産地名称の規定は削除されました。

商標出願費用の一覧表 (2006年1月以降 単位：米国ドル)

代理人費用は含まれません。

出願料金：

- ・最初の1区分につき 40
- ・追加1区分につき 30

登録料金 20

更新登録料：

- ・最初の1区分につき 40
- ・追加1区分につき 30

出願から登録まで

